

平成 19 年 2 月 13 日

厚生労働省 食品安全部
監視安全課
輸入食品対策室 御中

平成 19 年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

平成 19 年度輸入食品監視指導計画（案）が示されました件で、以下のように意見および要望を提出いたします。

記

1 平成 19 年度の強化点について

（意見）

本年度の強化点として「食品添加物の違反事例削減にむけた取り組み」を明記することが必要だと考えます。

（理由）

平成 18 年度中間報告によると、規格基準に関する第 11 条違反が最も多く、この傾向は昨年と比べて変化がありません。本文の前文中に「ポジティブリスト制度の施行後において残留農薬等に係る法第 11 条違反の事例が多く発生していることから」とありますが、規格基準の中でも、食品添加物の使用基準等に関する違反や指定外添加物の使用に関する違反は、輸入業者が国内外の法制度と基準を遵守することにより、違反件数の減少が十分に期待できます。そのため、本年度の強化点として食品添加物の対象外使用や指定外使用等による食品衛生法違反事例の削減に向けた取り組みについて改めて重点項目として位置付ける必要があると考えます。

2 「4 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項」について

（意見）

「4-（4）法第 26 条の規定に基づく検査命令②検査命令の解除」について、検査命令の解除に至る過程と根拠を明確にし、公表することが必要です。

（理由）

「4-（4）- ②」の i および ii には検査命令の解除について示されていますが、詳細を公開する旨の記載がありません。検査命令後、わが国が輸入国としてどのような要求をしたのか、また、輸出国がそれに対してどのような改善策を実施したのかが広く公開されることによって、輸入再開に対する安心感を保障できるものと考えます。残留農薬等については一定の指針が示されていますが、カビ毒、重金属、健康食品についても、検出事例が多く、摂取した際に健康への影響が大きいと考えられるため、同様の指針が示されるべきだと考えます。

3 「5 輸出国における衛生対策の指針」について

(意見)

BSEについて、リスク評価が行われていない国や地域から牛肉を輸入することに対する考え方を示してください。

(理由)

「5 輸入国における衛生対策の指針」の「(2)」には、「輸入牛肉等の衛生確保のため」との記載があります。地理的BSEリスク評価がなされていない国または地域から加工品を中心に相当量の牛肉を輸入している現状を踏まえ、全ての日本向け牛肉輸出国について、どのように安全性を保証するのか、根拠とあわせて示すことが必要と考えます。

4 「6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項」について

(意見)

輸入者に対して十分な衛生管理体制をとれるような環境を整えるための施策を明記することが必要だと考えます。

(理由)

「検疫所は、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、輸入者の自主的な衛生管理の推進を図る」とあります。厚生労働省が発表した平成18年度における輸入食品の重量と件数を比較したグラフから判断すると、小さな単位の輸入件数が増加していることが読み取れます。件数の多い中小規模の輸入に対して衛生管理体制を整えることは少なからず負担であり、対応に支障をきたす可能性が考えられます。また、違反時の速やかな対応については、企業の社会的責任として消費者として強く求めていることでもあります。つきましては、全ての輸入者が責任を果たすために必要な情報提供、監視および指導を徹底していただくことが必要と考えます。

5 遺伝子組換え作物について

(意見)

安全性未審査の遺伝子組換え作物の輸入監視および検査体制を強化する旨明記してください。

(理由)

遺伝子組換え作物への対応については、別表2に記載されていますが、現在のところ精度の高い検査に対応できる機関が少なく、対応が遅れる可能性が考えられます。また、遺伝子組換え作物には、食品としてあるいは飼料として消費量が多い品種が含まれます。そのため、安全性未審査の作物がいったん流通してしまうと、消費者ならびに食品業界への影響が大きく、かつ完全な回収が困難であると考えます。現実として、本年度も中国産、アメリカ産のコメに違反事例が見られたことから、政府間での情報交換を通して輸出国の遺伝子組換え作物使用状況を把握した上で、安全性未審査の遺伝子組換え作物に対する監視を強化するとともに、早期発見のための検査体制を整えることが急務であると考えます。

以上